

大富団地（I棟・M棟）建替工事（設備）（R8）

令和 8 年度

竹富町建設課

工事名称	大富団地建替工事（建築）					工事年度	令和 7 年度	
工事場所	竹富町字南風見仲地内					図面名称	2LDK表紙	
発注機関	竹富町まちづくり課					縮 尺	-	
摘 要						図面番号	EM - 00	
審 査	課長	(副参事)	(設備事業監)	班長	主幹	担当者	名 称	(有)朝吹設計事務所
							資格者氏名	代表者 朝吹 一郎
							登録番号	一級建築士 第114962号
							所 在 地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32

図 面 目 録		
図面番号	図面名称	縮尺
EM - 00	表紙	———
EM - 001	図面目録	———
E - 1	特記仕様書（電気設備）- 1	———
E - 2	特記仕様書（電気設備）- 2	———
E - 3	特記仕様書（電気設備）- 3	———
E - 4	案内・配置図	1/300
E - 5	照明器具表	———
E - 6	分電盤負荷表-1	———
E - 7	分電盤負荷表-2	———
E - 8	幹線設備平面図	1/50
E - 9	電灯コンセント設備平面図	1/30
E - 10	弱電設備平面図	1/30
E - 11	太陽光特記仕様書	———
E - 12	太陽光系統図	———
E - 13	太陽電池架台・姿図	1/30
E - 14	太陽光1階設備平面図	1/30
E - 15	R階設備平面図	1/50

図 面 目 録		
図面番号	図面名称	縮尺
M - 1	特記仕様書（機械設備）- 1	———
M - 2	特記仕様書（機械設備）- 2	———
M - 3	特記仕様書（機械設備）- 3	———
M - 4	特記仕様書（機械設備）- 4	———
M - 5	衛生器具表	———
M - 6	構内給水設備平面図	1/300
M - 7	構内排水設備平面図	1/300
M - 8	給水給湯設備平面図	1/30
M - 9	給水給湯配管詳細図	1/30
M - 10	排水設備詳細図	1/30
M - 11	排水設備平面図	1/30
M - 12	換気機器表	———
M - 13	換気設備平面図	1/30

工事名称	大富団地建替工事（設備）	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	図面目録 2LDK
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	
摘 要		図面番号	EM - 001
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		名 称	(株)朝吹設計事務所
		資格者氏名	代表者 朝吹 一郎
		登録番号	一級建築士 第114962号
		所 在 地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和6年7月 改定版

1 工事概要

- (1) 工 事 名 : 大富団地建替工事（設備）
- (2) 工事場所 : 竹富町宇南風見仲地内
- (3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m ²)	用途区分
			消防法施行令別表第一
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
			屋外
電灯設備	○		
動力設備			
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備			
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備	○		
監視カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯・入退室管理設備			
火災報知設備			
中央監視制御設備			
構内配電線路			
構内通信線路			
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理			
撤去工事			
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和6年12月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和6年12月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

- ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定関の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の（ . . ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

- イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
- ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監督業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う。以下同じ）は、別途委託契約を締結する事としており、本工事の現場代理人は、当該工事管監理業務の履行に協力すること。

- イ 工事監理業務の受注者が配置した監理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「監理技術者」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規定に基づく工事監理に対する報告は、監督員に提出する事。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態での保存すること。なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当り、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取検査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）沖縄県土木建築部」によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請け企業の見積もりの活用等の方法により適正に見積もる事が必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める、法定福利費皆生概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないかかくにんします。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)（国土交通省HP）】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

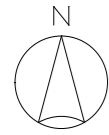
【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyou-const-tk2-000082.html>

工事名称	大富団地建替工事（設備）	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町宇南風見仲地内	図面名称	特記仕様書（電気設備）ー1
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	-
摘要	図面番号 Eー1		
審査	課長(副参事)	(設備事業監)	班長
	主幹	担当者	
	名 称	(有)朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者 朝吹 一郎	
設計者	登録番号	一級建築士 第114962号	
所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32		

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																				
一般共通事項																									
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。		者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。		(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。																				
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和4年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和4年版)(一般社団法人公共建築協会) ※		イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。		(3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い廃棄物が適切に処理された事を確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した「再資源化報告書」「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。																				
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。	○ 11 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ・資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ※資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。		(6) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。																				
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。		※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特別監理技術者)の配置を認める。この場合の条件は、現場説明書による。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特別監理技術者)の配置を認めない。 施工条件は、図示及び以下による。 () 国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日沖縄県公安委員会告示第163号)		(7) アスファルト舗装版切断に伴い発生する 濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下廃棄物)というについては、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする 回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし必要と、認められる経費については変更契約できるものとする 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物の排出業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理の為に必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供する事が必要である。 なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記のHPIに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyuu/deibi/sangyou/asufaruto.htm なお、受注者は廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提出しなければならない。																				
5 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとす。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	12 監理技術者の兼務(特別監理技術者の配置)	○ 13 施工条件 (1.3.3)	○ 17 工事の保険等	イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付土技第1257号)」に基づき適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱に取扱について(通知)(平成25年1月17日付土技第942号)」に基づき適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																				
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	15 施工中の環境保全等 (1.3.8)	○ 14 交通安全管理 (1.3.6)		(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 ※ (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。																				
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。		○ 15 施工中の環境保全等 (1.3.8)		(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。																				
8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。																								
9 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。																								
○ 10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術	○ 16 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。	○ 18 ゆいくる材について																					
					<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>大富田地建替工事(設備)</td> <td>工事年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>竹富町字南風見仲地内</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書(電気設備)-2</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>竹富町まちづくり課</td> <td>縮尺</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td>E-2</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>課長(副参事) 設備事業監 班長 主幹 担当者</td> <td>設計者</td> <td>名称 (有)朝吹設計事務所 資格者氏名 代表者 朝吹 一郎 登録番号 一級建築士 第114962号 所在地 沖縄県石川市浜崎町2-3-32</td> </tr> </table>	工事名称	大富田地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度	工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	特記仕様書(電気設備)-2	発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	-	摘要		図面番号	E-2	審査	課長(副参事) 設備事業監 班長 主幹 担当者	設計者	名称 (有)朝吹設計事務所 資格者氏名 代表者 朝吹 一郎 登録番号 一級建築士 第114962号 所在地 沖縄県石川市浜崎町2-3-32
工事名称	大富田地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度																						
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	特記仕様書(電気設備)-2																						
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	-																						
摘要		図面番号	E-2																						
審査	課長(副参事) 設備事業監 班長 主幹 担当者	設計者	名称 (有)朝吹設計事務所 資格者氏名 代表者 朝吹 一郎 登録番号 一級建築士 第114962号 所在地 沖縄県石川市浜崎町2-3-32																						

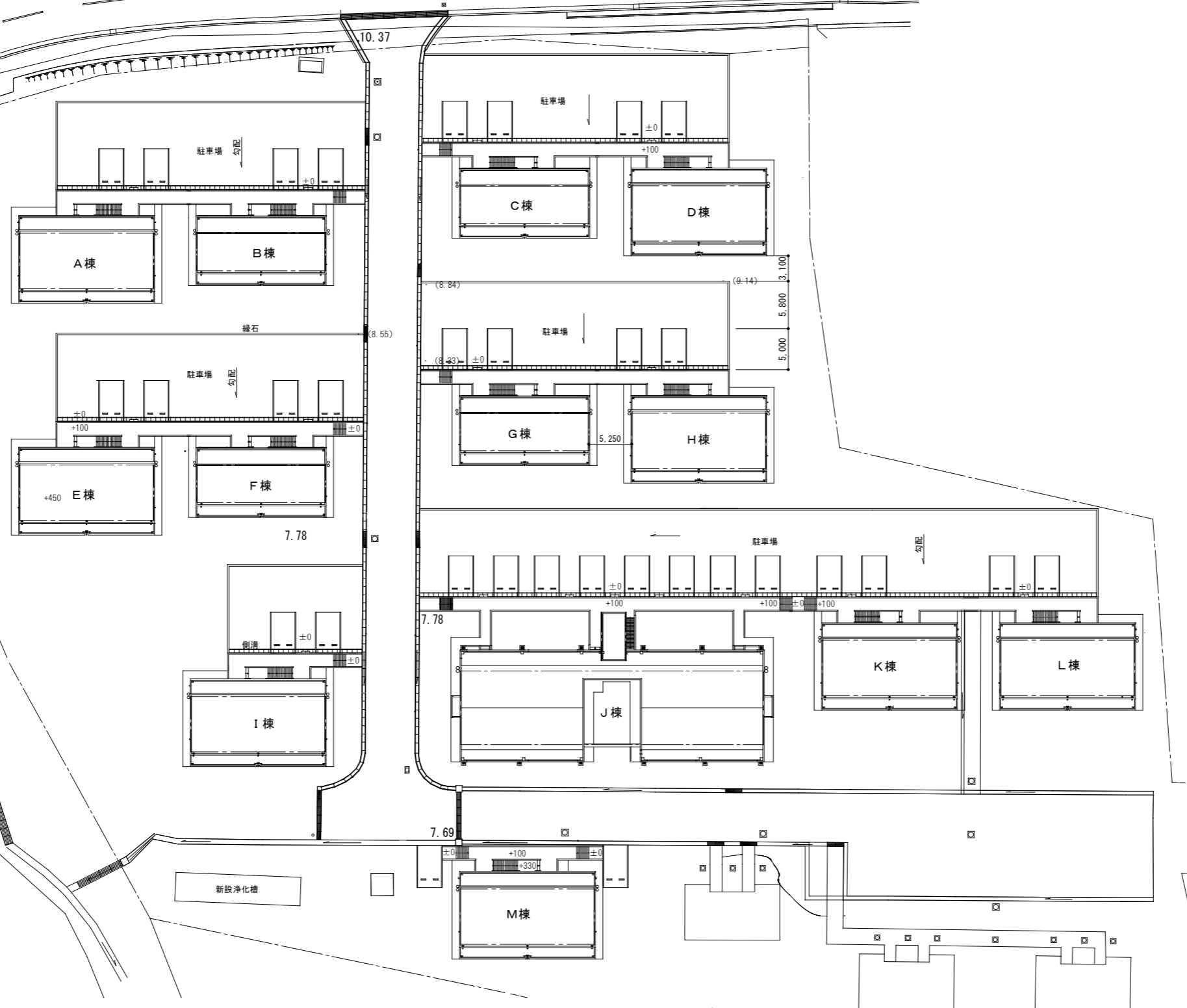


竹富町立大原中学校

県道 白浜南風見線


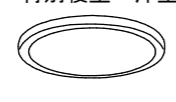

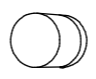
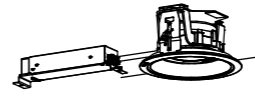
至 後港川


至 大原港

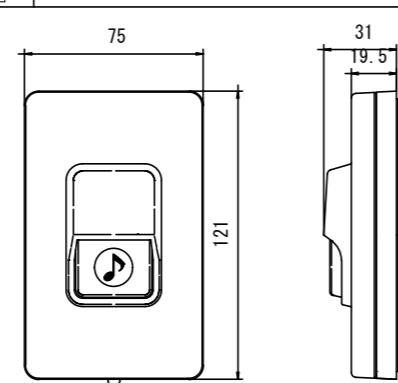


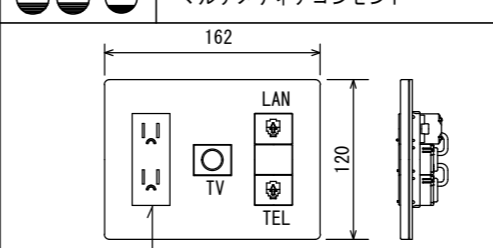
工事名称	大富団地建替工事(建築)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	案内図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:300
摘要		図面番号	E-4
検印	管理建築士	設計製図	設計者
			名称
			資格者氏名
			登録番号
		所在地	代表者 朝吹 一郎 一級建築士 第114962号 沖縄県石垣市浜崎町2-3-32

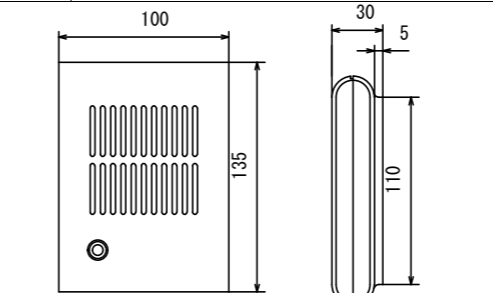
照明器具姿図

TYPE- "A"	TYPE- "B"	TYPE- "C"	TYPE- "D"	TYPE- "E"
居間 台所・食卓	特別寝室・洋室1・2・3	流し元灯	浴室	玄関・廊下・便所 洗面・脱衣室
				
昼光色(6500K)、Ra83/ 電球色(2700K)、Ra83 器具光束5499lm、消費電力41.3W 電圧100V 天井直付型、ソフトターン方式、カチットF 竿縁天井取付アダプタ対応 カバー:アクリル(乳白つや消し・模様入り) リモコンで(100%~5%)調光、 専用リモコン送信器同梱	昼光色(6500K)、Ra83/ 電球色(2700K)、Ra83 器具光束4299lm、消費電力32W、 電圧100V 天井直付型、ソフトターン方式、カチットF 竿縁天井取付アダプタ対応 カバー:アクリル(乳白つや消し・模様入り) リモコンで(100%~5%)調光、 専用リモコン送信器同梱	昼光色(5000K)、Ra83 器具光束980lm、消費電力12W、 電圧100V 拡散タイプ、コンセント付 カバー:プラスチック(乳白) スイッチ付、両面化粧タイプ	電球色(2700K)、Ra80 器具光束309lm、消費電力4.3W、 電圧100V 壁面・天井面取付専用 ネジ込み方式、防湿型・防雨型 プラスチック(ホワイト) カバー:ガラス(乳白) カバーキャッチ付	LED内蔵<ワンコア(ひと粒)タイプ>、 電源ユニット内蔵、軒下用(防雨型) 器具光束:1525lm、消費電力:12.4W、 電圧:100-242V 光源寿命40000時間(光束維持率85%) 反射板(上部):プラスチック(ホワイト) 枠:銅板(ホワイトつや消し仕上) パネル:アクリル(透明)、埋込穴:φ150
LGC51127K	LGC31127K	LGB52096LE1	LGW85014WF	LRS1RP-13

TYPE- "F"
外部共用部分 
ボルトフリー(100~242V)、防湿・防雨型 省エネ出力初期照度補正型 壁面(縦向き・横向き)・天井面取付兼用 本体:ステンレス 反射板:ステンレス(クリア塗装) 器具光束 660lm、消費電力12W、電圧100V 電球 LDL20L・N/11/11-K 3000K 光源寿命40000時間 直管形LEDランプ材質:ガラス、光束維持率:95%
NNFW21885LE9

チャイム用押鈕 (EG331)	
	
定格容量	1A 300V AC 3A 30V
接点構成	片切(常閉型)
質量	125g
使用周囲温度	-10℃~+50℃

マルチメディアコンセント	
	
電話受け口	モジュラージャック6極4心
情報受け口	モジュラージャック8極8心
テレビユニット	直列ユニット 1端子型端末
コンセント	2PE15A×2

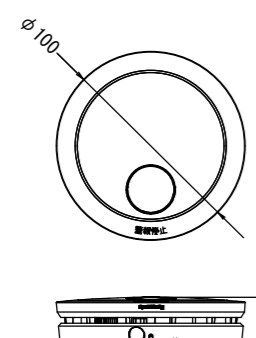
メロディサイン(2種音)(ホワイト)(EC5227W)	
	
定格電圧	DC1.5V(単3乾電池1個使用)
動作電圧範囲	DC1.2~1.8V
動作電流	65mA以下(定格電圧にて、鳴動時)
音量	68dB以上(定格電圧にて前方1mにて)
寿命	100,000回鳴動以上

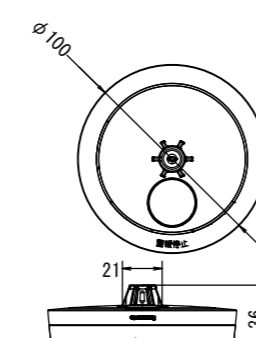
位置ボックス表

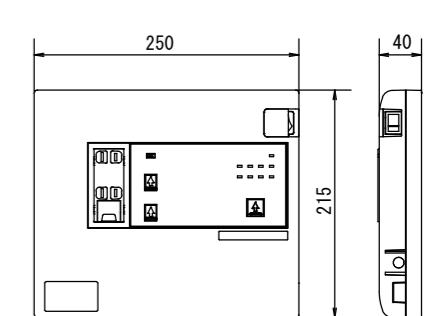
ボックス記号	ボックス形状	ボックスサイズ	備考
①	コンクリートボックス	8角中深 75、又は54	塩ビ製 カバー付
②	アウトレットボックス	4角中浅 102×44	" "
③	"	" 中深 102×54	" "
④	"	" 大深 119×54	" "
⑤	スイッチボックス	1個用 117×70×44	" "
⑥	"	2個用 136×117×44	" "
⑦	"	3個用 182×117×44	" "
⑧	"	4個用 228×117×54	" "
⑨	"	5個用 274×117×54	" "
⑩	アウトレットボックス	4角中浅 102×44	塩ビ製
⑪	②を使用して、入線防雨カバー	"	塩ビ製 カバー付

凡例

記号	名称	備考
[WH]	積算電力量計	電力会社支給品
[X]	引込開閉器盤	図示参照
[E]	電灯分電盤	"
[O]	照明器具	姿図参照
○	"	"
○	"	"
○	"	"
○	"	"
○	埋込引掛ローゼット	コンセント付
●	タンブラスイッチ	1P-15A×1
●	"	" ×2
●	"	" ×3
●	"	" ×2, PL
●EE3A	自動点滅器	3A(埋込型)
Φ1	露出コンセント	2P-15A 1口用
Φ1E	埋込コンセント(接地付)	" "
Φ	"	" 2口用
ΦE	"(接地付)	" "
ΦWP	"(防水型)	" "
ΦEWP	"(防水接地付)	" "
Φ20AE	高容量コンセント(接地付)	2P-20A
[P]	チャイム用押ボタン	防雨型
[M]	チャイム	AC 100V
☎	電話受口	6極4心 C付(モジュラージャック)
☎	直列ユニット	BS、UV共用型
☎R	"(端末)	"
[R]	湯沸器リモコンスイッチ	(ケーブル及びスイッチは機械工事)
[G]	ガス漏れ警報器	(入線は本工事、結線及び器具は機械工事)
[J]	ジャンクションボックス	WPは、ステンレス防水型とする
[F]	換気扇	(機械設備工事)
—	天井・壁隠ぺい配管	
- - -	床隠ぺい配管	
↑ ↓	立上り・素通し・立下げ	
—	至る分電盤へ	
(NO)	回路番号	
(NO)	ボックス形状番号	

住宅用火災報知器 煙感知器2種(電池式・移報接点なし)	
(警報音・音声警報機能付)	
	
パナソニックSHK48455K相当品	
電源	専用リチウム電池(SH384552520)(DC3V)
電池寿命	約10年
使用周囲温度	0℃~+40℃
質量	約105g(電池含む)
警報音量	90 ⁺¹ ₋₃ dB(1m)
警報音周波数	0.3kHz~4.0kHz

住宅用火災報知器 熱感知器 定温式(電池式・移報接点なし)	
(警報音・音声警報機能付)	
	
パナソニックSHK48155K相当品	
電源	専用リチウム電池(SH384552520)(DC3V)
電池寿命	約10年
使用周囲温度	0℃~+40℃
質量	約100g(電池含む)
警報音量	90 ⁺¹ ₋₃ dB(1m)
警報音周波数	0.3kHz~4.0kHz

宅内LANパネル まとめてねット (光コンセント)(電話2外線タイプ)	
	
定格	最大3W
WTJ5547相当	

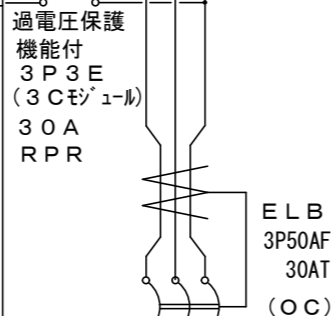
工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	照明器具表
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	
摘要		図面番号	E-5
検印	管理建築士	設計	製図
名称	南朝吹設計事務所		
資格者氏名	代表者 朝吹 一郎		
登録番号	一級建築士 第114962号		
所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32		

分電盤負荷表 (3 L D K)			1φ3W200/100V				
回路 番号	負荷名称	負荷容量	接 続 相		MCCB		接 続 図
			A	B	AF	AT	
1	電 灯	191	191		30	20	
2	電 灯	225		225	"	"	
3	コンセント	600	600		"	"	
4	コンセント	450		450	"	"	
5	コンセント	600	600		"	"	
6	コンセント	600		600	"	"	
7	クーラー用	1.000	1.000		"	"	
8	クーラー用	1.000		1.000	"	"	
9	クーラー用	1.000	1.000		"	"	
10	クーラー用	1.000		1.000	"	"	
11	予 備				"	"	
12	太陽光発電				30	30	
合 計		6,666	3,391	3,275	50	40	

分電盤負荷表 (2 L D K)			1φ3W200/100V				
回路 番号	負荷名称	負荷容量	接 続 相		MCCB		接 続 図
			A	B	AF	AT	
1	電 灯	169	169		30	20	
2	電 灯	195		195	"	"	
3	コンセント	450	450		"	"	
4	コンセント	450		450	"	"	
5	コンセント	450	450		"	"	
6	コンセント	300		300	"	"	
7	コンセント	600	600		"	"	
8	クーラー用	1.000		1.000	"	"	
9	クーラー用	1.000	1.000		"	"	
10	クーラー用	1.000		1.000	"	"	
11	予 備				"	"	
12	太陽光発電				30	30	
合 計		5,614	2,669	2,945	50	40	

工事名称	大富団地建替工事 (設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	電灯分電盤負荷表-1
発注機関	竹富町まちづくり課	縮 尺	
摘 要		図面番号	E - 6
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	設 計 者	名 称	南朝吹設計事務所
	資 格 者 氏 名	代 表 者	朝 吹 一 郎
	登 録 番 号	一 級 建 築 士	第 114962 号
所 在 地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32		

分電盤負荷表 (1LDK)			1φ3W200/100V				
回路番号	負荷名称	負荷容量	接続相		MCCB		接続図
			A	B	AF	AT	
1	電灯	195	195		30	20	
2	電灯	111		111	"	"	
3	コンセント	450	450		"	"	
4	コンセント	600		600	"	"	
5	コンセント	600	600		"	"	
6	クーラー用	1,000		1,000	"	"	
7	クーラー用	1,000	1,000		"	"	
8	予備				"	"	
9	予備				"	"	
10	予備				"	"	
11	予備				"	"	
12	太陽光発電				30	30	
合計		3,956	2,245	1,711	50	30	

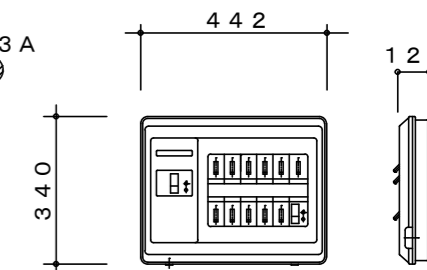


各住戸共用分電盤負荷表			1φ2W/100V				
回路番号	負荷名称	負荷容量	接続相		MCCB		接続図
			A	B	AF	AT	
1	ブースター	150	150		30	20	
2	予備				"	"	
3	外灯	100		100	"	"	
4	予備				"	"	
合計		250	150	100	30	30	

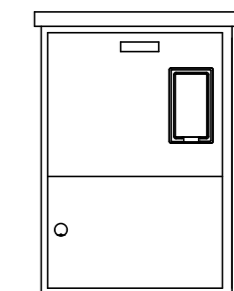
金属製屋外形 (ステンレス)

プラスチック製
露出形
主幹：中性線欠相保護付
漏電ブレーカー (ELB)

寸法及び姿図は参照とする

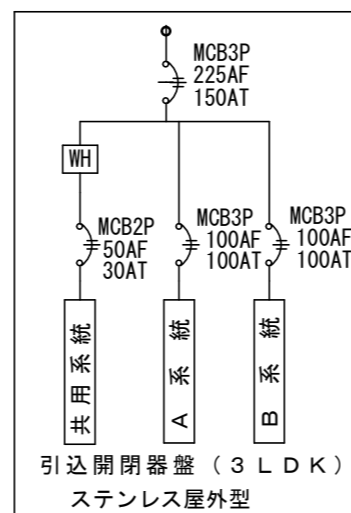


住戸分電盤姿図

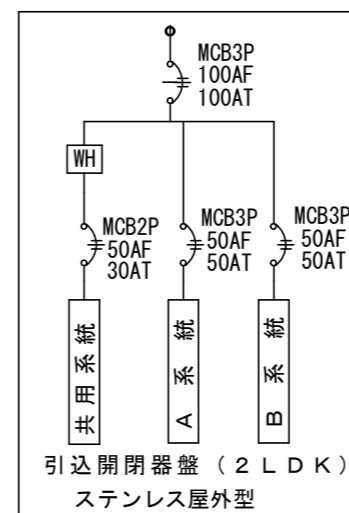


引込開閉器盤姿図

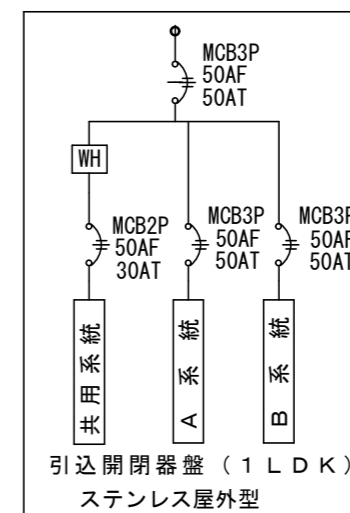
ステンレス屋外型



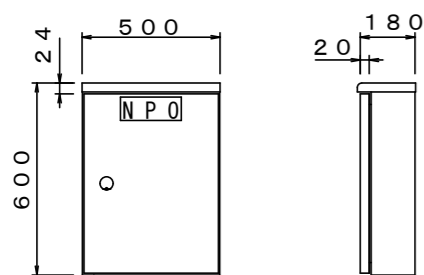
引込開閉器盤 (3LDK)
ステンレス屋外型



引込開閉器盤 (2LDK)
ステンレス屋外型



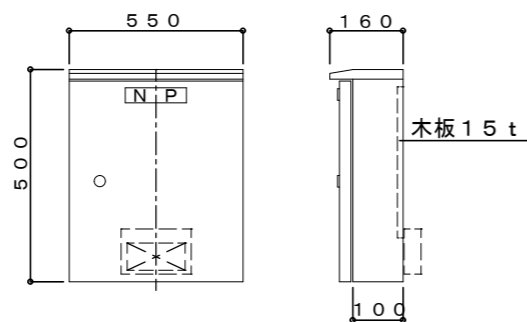
引込開閉器盤 (1LDK)
ステンレス屋外型



※寸法及び形状は参考とする

電話保安器盤姿図 10P

ステンレス屋外型



テレビ機器収納箱

ステンレス屋外型

※寸法及び形状は参考とする

※仕様 (テレビ機器収納箱 SUSTV4)

- 1) 形式：屋外用防水型、露出型
 - 2) 箱体及び扉：ステンレス製 SUS304-1.5t
 - 3) 塗装色：指定色塗装仕上
 - 4) 施錠：タキゲンA-1220、ステンレス製ロック式 (タキゲン相当品)
- テレビ機器収納箱 SUSTV4 (550×500×100-SUS-WP)
UVBS-2増幅器、2分配器、露出コンセント2P15A×1口取付

“注記” 明記なき配線・配管は、下記の通りとする。

【電灯回路】

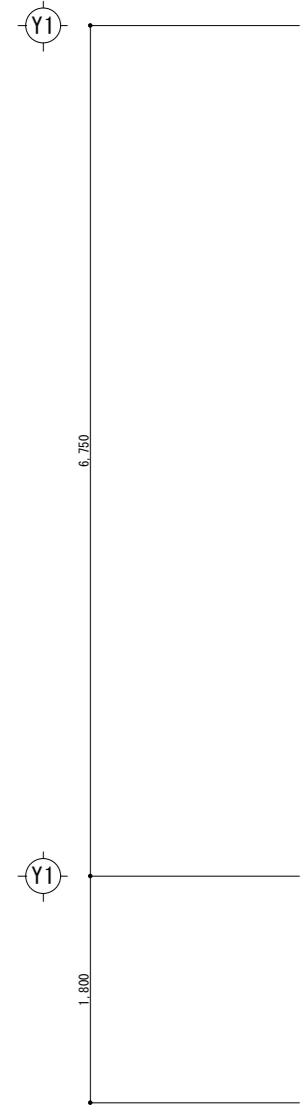
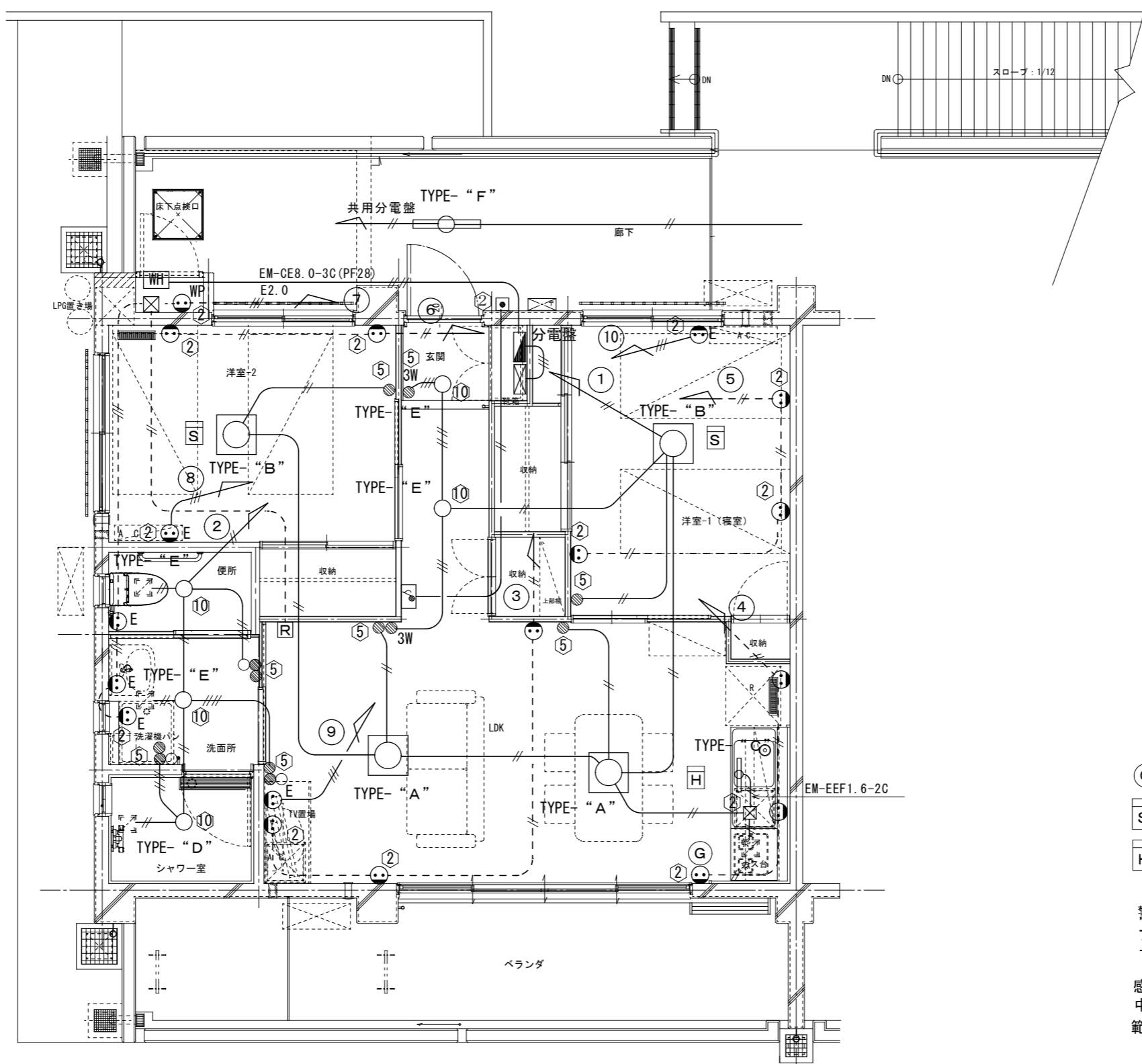
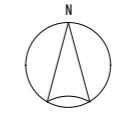
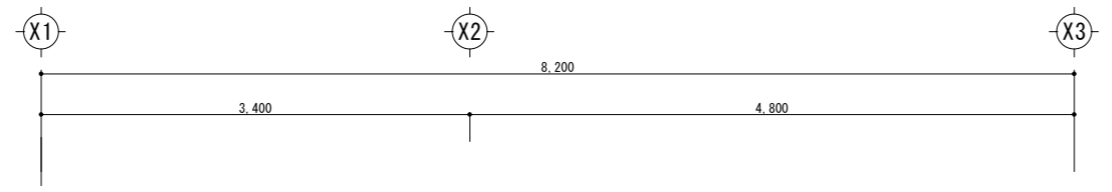
- EMIE1.6×2 (PF16)
- EMIE1.6×3 (PF16)
- EMIE1.6×4 (PF16)
- EMIE1.6×5 (PF16)
- EMIE1.6×6 (PF22)

【コンセント回路】

- EMIE2.0×2 (PF16)
 - EMIE2.0×2E2.0 (PF16)
- 【クーラー回路】
- EMIE2.0×2E2.0 (PF16)

但し、電灯回路は第1ボックスから分電盤まではEMIE2.0とする。

工事名称	大富団地建替工事 (設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	電灯分電盤負荷表-2
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	
摘要		図面番号	E-7
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者 朝吹 一郎	
	登録番号	一級建築士 第114962号	
所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32		



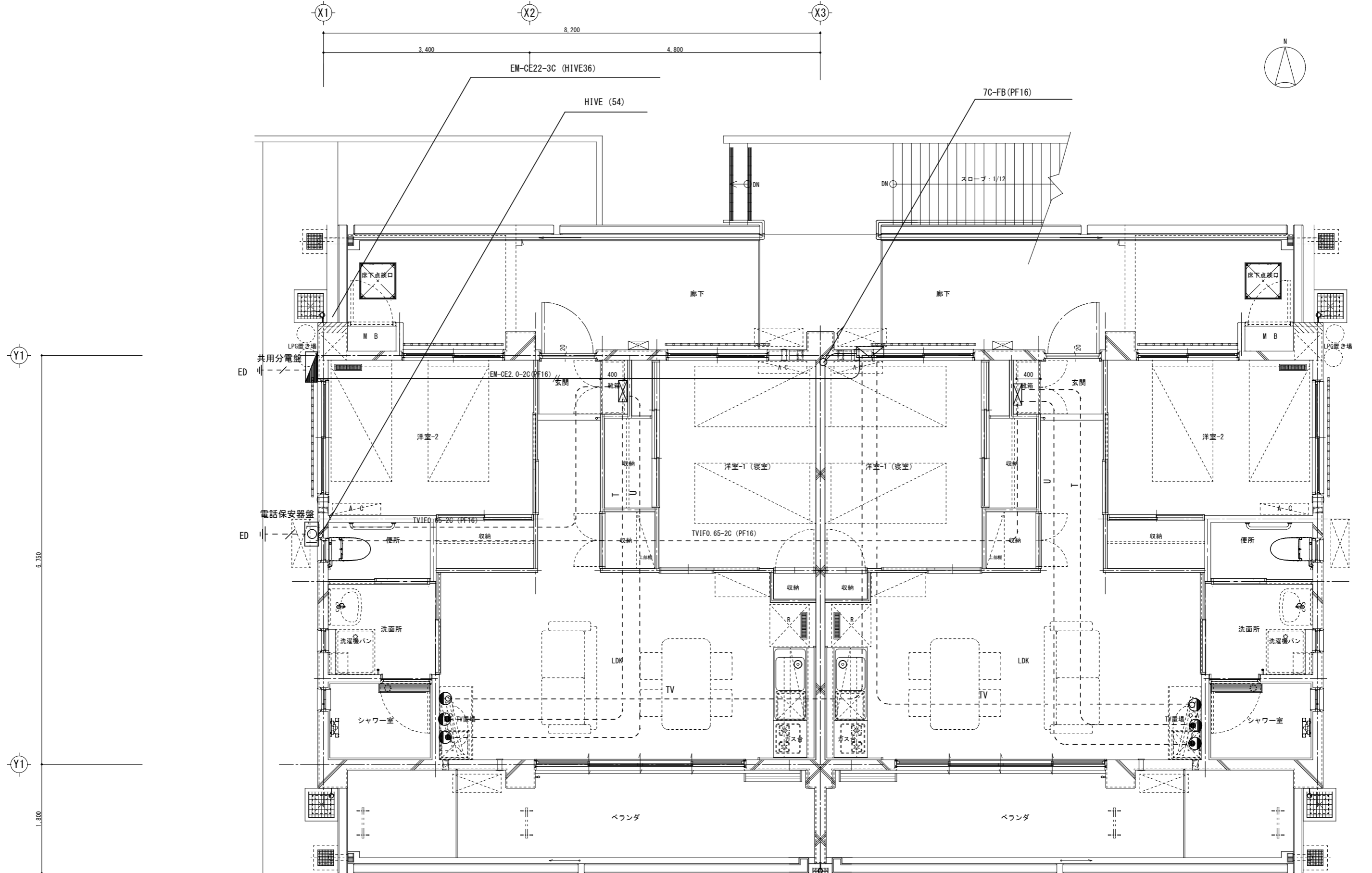
- Ⓒ ガス警報器
- Ⓔ 住宅用防災機器 (煙2種) 住警第30~7号
警報音・音声警報機能付
- Ⓕ 住宅用防災機器 (定温式) 住警第30~10号
警報音・音声警報機能付

警報を行う部分の中心から1m離れた位置における音圧が70dB以上で、1分間以上継続して火災警報音を発生することができる音響装置を設ける事。

感知器設置位置は天井面の中央付近に設置されている事
中央面に設置が困難な場合は天井面の下15CMから50CMまでの範囲の壁面に設置されていること。

2LDK 平面詳細図 S=1/30

工事名称	大富団地建替工事 (設備)	工事年度	令和6年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	電灯コンセント設備平面図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:30 2LDK
摘要		図面番号	E-9
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者	朝吹 一郎
	登録番号	一級建築士 第114962号	
	所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32	



特記なき電線及び電線管は下記による。

- T --- TVIF0.65-2C (PF16)
- U --- UTP×1 (PF16)
- TV --- 5C-FB (PF16)

2LDK 平面詳細図 S=1/30

工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和6年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	弱電設備平面図 2LDK
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:30
摘要		図面番号	E-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者	朝吹 一郎
	登録番号	一級建築士 第114962号	
所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32		

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																					
一般共通事項																																										
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。		※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。		(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。																																					
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(平成31年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(平成31年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(平成31年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和元年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和元年1月版) (一般社団法人公共建築協会) ※		イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。		<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">発生材の種類及び処理方法</td> </tr> <tr> <td>引渡しを要するもの</td> <td>・無</td> <td>・有(図示)</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物</td> <td>・無</td> <td>・有(図示) ※現場調査を行う</td> </tr> <tr> <td>再利用を図るもの</td> <td>・無</td> <td>・有(図示)</td> </tr> </table>		発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	・無	・有(図示)	特別管理産業廃棄物	・無	・有(図示) ※現場調査を行う	再利用を図るもの	・無	・有(図示)																									
	発生材の種類及び処理方法																																									
引渡しを要するもの	・無	・有(図示)																																								
特別管理産業廃棄物	・無	・有(図示) ※現場調査を行う																																								
再利用を図るもの	・無	・有(図示)																																								
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。		(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。		(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。																																					
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。		(2) 主任技術者及び監理技術者の資格について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。		(3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理された事を確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した「再資源化報告書」「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。																																					
○ 5 工事の余裕期間	(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとす。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	○ 11 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ・資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ※資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者		(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐるの材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいぐるの材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいぐるの材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。																																					
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	12 監理技術者の兼務(特別監理技術者の配置)	※本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特別監理技術者)の配置を認める。この場合の条件は、現場説明書による。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特別監理技術者)の配置を認めない。		(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する 濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する 濁水及び粉体(以下廃棄物)というについては、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする 回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし必要と、認められる経費については変更契約できるものとする 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物の排出業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理の為に必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供する事が必要である。																																					
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。	○ 13 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。		なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記のHPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyuu/deibi/sangyou/asufaruto.htm なお、受注者は廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提出しなければならない。																																					
8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	14 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()		(7) 撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																					
9 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	○ 15 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成18年12月1日沖縄県公安委員会告示第163号)		(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 ※																																					
○ 10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	○ 16 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したものの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン		(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。																																					
		○ 17 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など)	○ 18 工事の保険等																																						
					<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td>大富団地建替工事(設備)</td> <td>工事年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>竹富町字南風見仲地内</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書(機械設備)-2</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>竹富町まちづくり課</td> <td>縮尺</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="3">図面番号 M-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">審査</td> <td>課長(副参事)</td> <td>(設備事業監)</td> <td>班長</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">(有)朝吹設計事務所</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td colspan="2">代表者 朝吹 一郎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録番号</td> <td colspan="2">一級建築士 第114962号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td colspan="2">沖縄県石垣市浜崎町2-3-32</td> </tr> </table>	工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度	工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)-2	発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	-	摘要	図面番号 M-2			審査	課長(副参事)	(設備事業監)	班長	主幹	担当者		名称	(有)朝吹設計事務所		資格者氏名	代表者 朝吹 一郎			登録番号	一級建築士 第114962号			所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32	
工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度																																							
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)-2																																							
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	-																																							
摘要	図面番号 M-2																																									
審査	課長(副参事)	(設備事業監)	班長																																							
	主幹	担当者																																								
	名称	(有)朝吹設計事務所																																								
	資格者氏名	代表者 朝吹 一郎																																								
	登録番号	一級建築士 第114962号																																								
	所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32																																								

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																						
19 ゆいぐる材について	<p>1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p> <p>※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。）</p> <p>※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>※</p> <p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管施工（建築配管作業） ・熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・冷凍、空調調和機器施工（冷凍、空調調和機器施工作業） ・建築板金施工（ダクト板金作業） <p>(1) 化学物質の濃度測定の方法、測定対象室及び測定箇所数は以下により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号平成24年4月5日） ・「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号平成15年7月4日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けられない。</p> <p>23 技術検査 (1.6.2)</p> <p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。</p> <p>()</p> <p>24 完成時の提出図書 (1.7.1)</p> <p>(1) 本工事は電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。</p> <p>工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいぐる材利用状況報告書</p> <p>イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>	測定対象室	測定箇所数	備考										<p>25 情報共有システムの使用</p> <p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】：ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】：Microsoft Windows Vista/7/8.1</p> <p>【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 9/11</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は沖縄県GALSシステムの利用にあつては、1件当たり67,000円に消費税相当額を加えた使用許諾料を「沖縄県GALSシステム運営業務」を受託している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県GALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。</p> <p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p> <p>26 標識その他 (1.7.4)</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>27 機材</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>28 施工</p> <p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>29 耐震施工</p> <p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領（案）平成25年4月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。</p> <p>30 磁気探査</p> <p>・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）遵守する事。</p> <p>31 墜落制止用器具</p> <p>・本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言モデル工事試行要領（案）」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。</p> <p>32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事</p> <p>・本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の対象工事であり、受注後に「沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。</p> <p>33 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について</p> <p>※</p> <p>34 その他</p> <p>※</p> <p>共通工事</p> <p>1 総合試運転調整等 (1.3.3)</p> <p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度の調整 ・室内気流及びじんあいの調整 ・騒音、振動の調整 ・飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 ・運転状態（総合調整結果）の記録 <p>※</p> <p>管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。</p> <p>2 配管材料 (2.1.2)</p> <p>3 埋設配管 (2.7.1)</p> <p>◎地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。</p> <p>・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、（・コンクリート製 ・鉄製）とする。</p> <p>4 保温工事 (3.1.1)</p> <p>図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類、施工箇所等は図示による。</p> <p>5 塗装 (3.2.1)</p> <p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p>	<p>6 仮設工事 (4.1.1)</p> <p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。</p> <p>監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>残土処分は（※構外適切処分 ◎構内敷ならし）とする。</p> <p>(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎水道引込に係る負担金（ 円） ・ガス引込に係る負担金（ 円） <p>※</p> <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <p>※</p> <p>7 土工事 (4.2.1)</p> <p>8 その他</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																								
測定対象室	測定箇所数	備考																																									
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																								
20 機材の品質等 (1.4.2)		26 標識その他 (1.7.4)		<p>空調設備工事</p> <p>1 空調調和機</p> <p>室外機は、図示された場合を除き以下による。</p> <p>※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。）</p> <p>※端子板にヤモリガード対策を施す。</p> <p>2 制気口</p> <p>図示されていない制気口の材質は（◎鋼板 ・アルミニウム板）とする。</p> <p>3 ダクト (2.2.1)</p> <p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（◎アングルフランジ ・コーナーボルト（・共板フランジ ・スライドオンフランジ））工法とする。</p> <p>4 ダクト付属品 (2.2.7)</p> <p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送風機吐側 ・送風機吸込み側 ・外気取り入れダクト <p>5 設計温湿度条件</p> <p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内（ ）</th> </tr> <tr> <th>温度（℃）</th> <th>湿度（％）</th> <th>温度（℃）</th> <th>湿度（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>32.9</td> <td>68.2</td> <td>26</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 その他</p> <p>※</p>			外気		室内（ ）		温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.9	68.2	26	50	冬季																							
	外気		室内（ ）																																								
	温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																																							
夏季	32.9	68.2	26	50																																							
冬季																																											
21 技能士 (1.5.2)		27 機材		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <td>大富団地建替工事（設備）</td> <th>工事年度</th> <td>令和7年度</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>工事場所</th> <td>竹富町字南風見仲地内</td> <th>図面名称</th> <td>特記仕様書（機械設備）-3</td> </tr> <tr> <th>発注機関</th> <td>竹富町まちづくり課</td> <th>縮尺</th> <td>-</td> </tr> <tr> <th>摘要</th> <td></td> <th>図面番号</th> <td>M-3</td> </tr> <tr> <th>審査</th> <td>課長(副参事)</td> <th>班長</th> <td>主幹</td> </tr> <tr> <th>担当者</th> <td></td> <th>担当者</th> <td></td> </tr> <tr> <th rowspan="3">設計者</th> <td>名称</td> <td colspan="2">(有)朝吹設計事務所</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td colspan="2">代表者 朝吹 一郎</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td colspan="2">一級建築士 第114962号</td> </tr> <tr> <th>所在地</th> <td colspan="3">沖縄県石垣市浜崎町2-3-32</td> </tr> </tbody> </table>		工事名称	大富団地建替工事（設備）	工事年度	令和7年度	工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	特記仕様書（機械設備）-3	発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	-	摘要		図面番号	M-3	審査	課長(副参事)	班長	主幹	担当者		担当者		設計者	名称	(有)朝吹設計事務所		資格者氏名	代表者 朝吹 一郎		登録番号	一級建築士 第114962号		所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32		
工事名称	大富団地建替工事（設備）	工事年度	令和7年度																																								
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	特記仕様書（機械設備）-3																																								
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	-																																								
摘要		図面番号	M-3																																								
審査	課長(副参事)	班長	主幹																																								
担当者		担当者																																									
設計者	名称	(有)朝吹設計事務所																																									
	資格者氏名	代表者 朝吹 一郎																																									
	登録番号	一級建築士 第114962号																																									
所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32																																										
22 化学物質の濃度測定 (1.5.7)		28 施工																																									
23 技術検査 (1.6.2)		29 耐震施工																																									
24 完成時の提出図書 (1.7.1)		30 磁気探査																																									
		31 墜落制止用器具																																									
		32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事																																									
		33 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について																																									
		34 その他																																									

凡 例

記号	名称	備考
----	給水管	ステンレス管 屋外露出部分PS内 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管 (HIVP)
----	給水管	ポリブデン管 (住戸内・サヤ管共) プッシュロックII メカニカル継手 JIS K-6778
---	給湯管	ポリブデン管 (住戸内・サヤ管共) プッシュロックII メカニカル継手 JIS K-6778
—G—	ガス管	ポリエチレン被覆銅管 ^P L ^P
-----	汚水・雑排水管・雨水	硬質塩化ビニール管 (VP)
-----	通気管	〃
⊗GV	仕切弁	50A以下青銅製 65A以上鋳鉄製
⊗SV	玉形弁	50A以下青銅製 65A以上鋳鉄製
⊗EV	逆止弁	50A以下青銅製 65A以上鋳鉄製
—FJ	防振継手	ステンレス製
—	エアークャンパー	250mm以上
—	水栓・湯栓	立栓・横水栓
⊗	量水器	20φ用
⊗GC	ガスコック	
⊗	ガスガラン	過流出防止機構付 (ヒューズコック)
⊗	ガスメーター	マイコンメーター (ガス遮断器内蔵型) 支給品 (プロパン用)
⊗	消火器	粉末消火器 (4型) B C
⊗	床排水トラップ	T5A
⊗	床上掃除口	COA・COB (防水型)
—V, C	通気金具	埋込型 耐食アルミ製
⊗	汚水樹・雑排水樹	

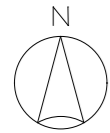
	給水管	
	ポリブデン管	さや管
量水器～ヘッダー	16	30
MB～給湯器	16	30
給湯器～ヘッダー		
台所	13	25
便所	13	25
洗面器	13	25
洗濯機	13	25
シャワー	13	25

	給湯管	
	ポリブデン管	さや管
量水器～ヘッダー		
MB～給湯器	16	30
給湯器～ヘッダー	16	30
台所	13	25
便所		
洗面器	13	25
洗濯機		
シャワー	13	25

衛生器具・排水器具・各機器表

項目	名称	規格番号	TOTO		LIXIL		仕様	設置場所	数量	備考
衛生器具 設備	洋風大便器		CS-232B SH-233BA	1F	YBC-Z30S YDT-Z386	1F	腰掛式タンク密結形床・床上排水防露便器、ロータンク (手洗い付、消音、節水、大小切替式) タンク用金具、給水管付アングル止水栓、便座、蓋付 トルネード洗浄 紙巻器 (AYボルト付)	便所	4	BL規格に準ずる
	洗面化粧台		LDPL060BAGEN2 LMSP060B4GDG1		FTV-1N605SY MFTX1-601YFJ		600型陶器製、洗面化粧台用キャビネット 混合シャワー水栓、Pトラップ	洗面所	4	BL規格に準ずる
	洗濯機パン	740×640	PWP740N2W		PF-7464CA		ABS製横引排水トラップ付 (740×640×82)	洗面所	4	2LDK
	タオル掛け		TS113A1R		KF-11S		バー:ステンレス ブラケット:樹脂製 (メッキ仕上げ)	浴室	4	
	手すり		TS136GY8R		KF-910AE80J		手すり 樹脂被覆タイプ	便所	4	BL規格に準ずる
	タオル掛け		YT43		KF-AA70C		タオルリング:ABC樹脂 真鍮製 (メッキ仕上げ)	便所	4	
給水設備	シャワーセット		TBV03402J1		BF-KA145TSG		混合栓、ハンドシャワー付、	浴室	4	BL規格に準ずる
	湯水混合栓		TKS05313J		SF-HB430SYA		泡まつ式、吹出口、(断熱キャップ付) シングルレバー	台所	4	BL規格に準ずる
	回転型胴長横水栓	1/2F-6	T-200SNR13		LF-7R-13		節水コマ入り 胴長	洗面所、便所、ベランダ	4	
排水設備	排水ユニット	段差解消用	EWBS623BS		PBF-TM4-75TB		合成樹脂製 防水型 (ワンは樹脂製)	1階浴室	4	
	排水ユニット				HRAB-15L150		縦型防水型 (ワンは樹脂製)	1階浴室	4	
ガス設備	ガス瞬間湯沸器	16号					PS内屋内設置型、コントロール壁付、コントロールコード8m、塩害塗装品 リモコンスイッチ (ON、OFFランプ付) フレキシブル管 (15×200L) 接続継手×2、プロパンガス用 (BL製品)	屋外	4	(BL規格に準ずる) (温調タイプ)
	ガス感知器	ガス供給業者支給品					プロパンガス用、(マイコンメーター用)	台所	4	
	ガスメーター	ガス供給業者支給品					マイコンメーター、プロパンガス用	屋外	4	
	単口ガスコック						9.5m/mY型、LB型、過流出防止機能付 (ヒューズコック)	台所	4	
その他										

工事名称	大富団地建替工事 (設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	衛生器具表
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	
摘要		図面番号	M-5
検印	管理建築士	設計	製図
設計者	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者 朝吹 一郎	
	登録番号	一級建築士 第114962号	
	所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32	

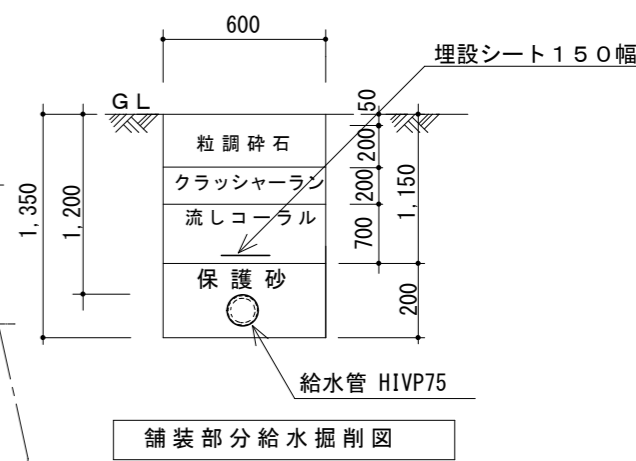
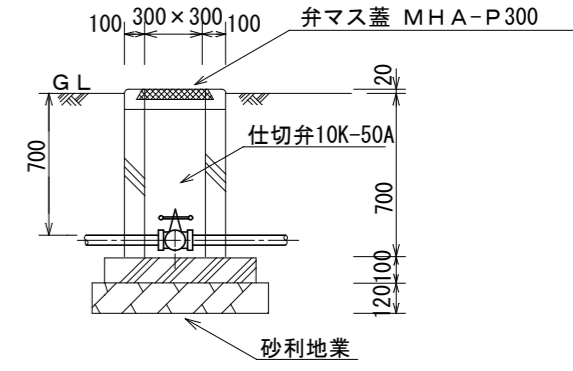
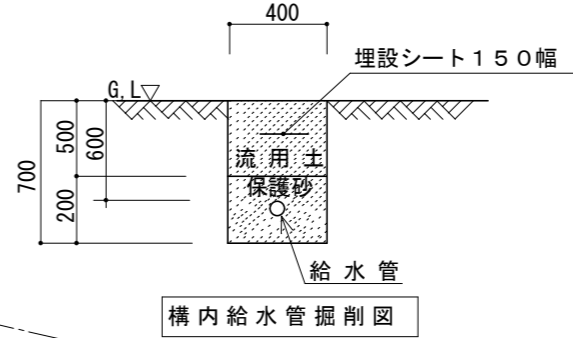
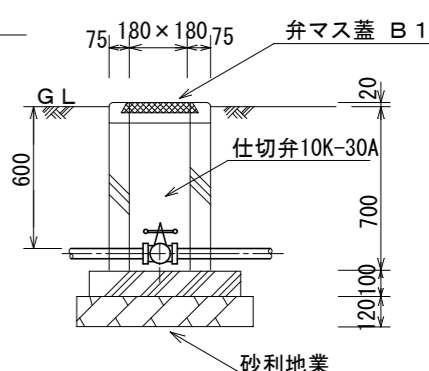
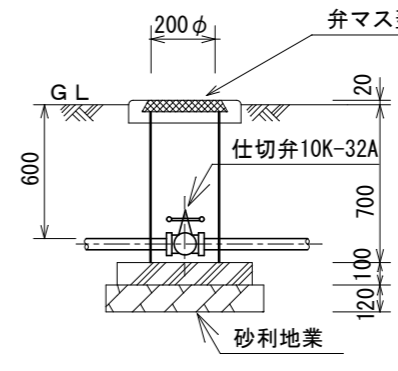
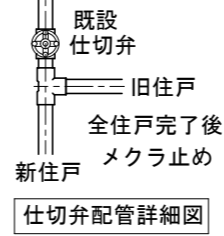
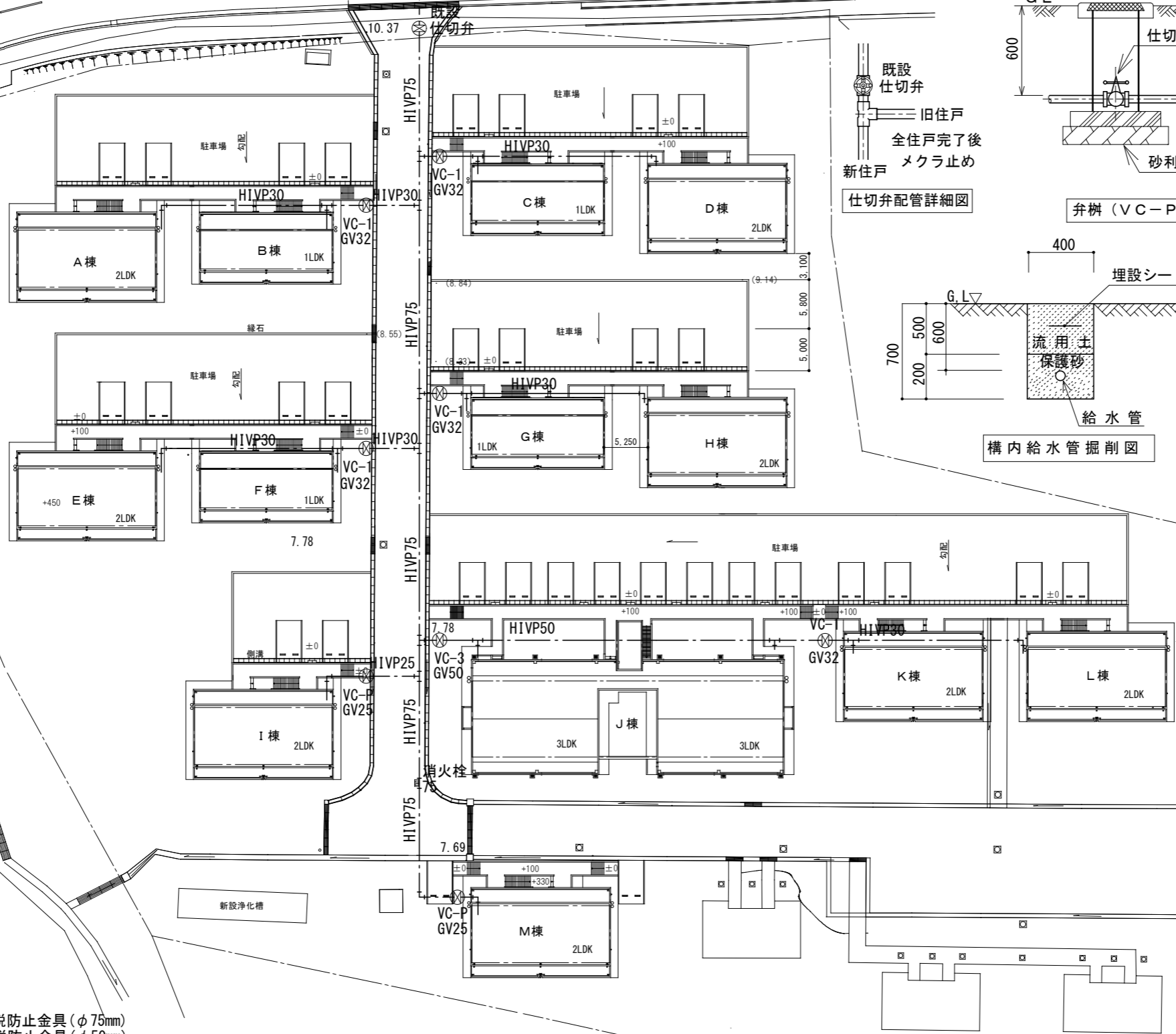


竹富町立大原中学校

県道 白浜南風見線

至 後港川

至 大原港

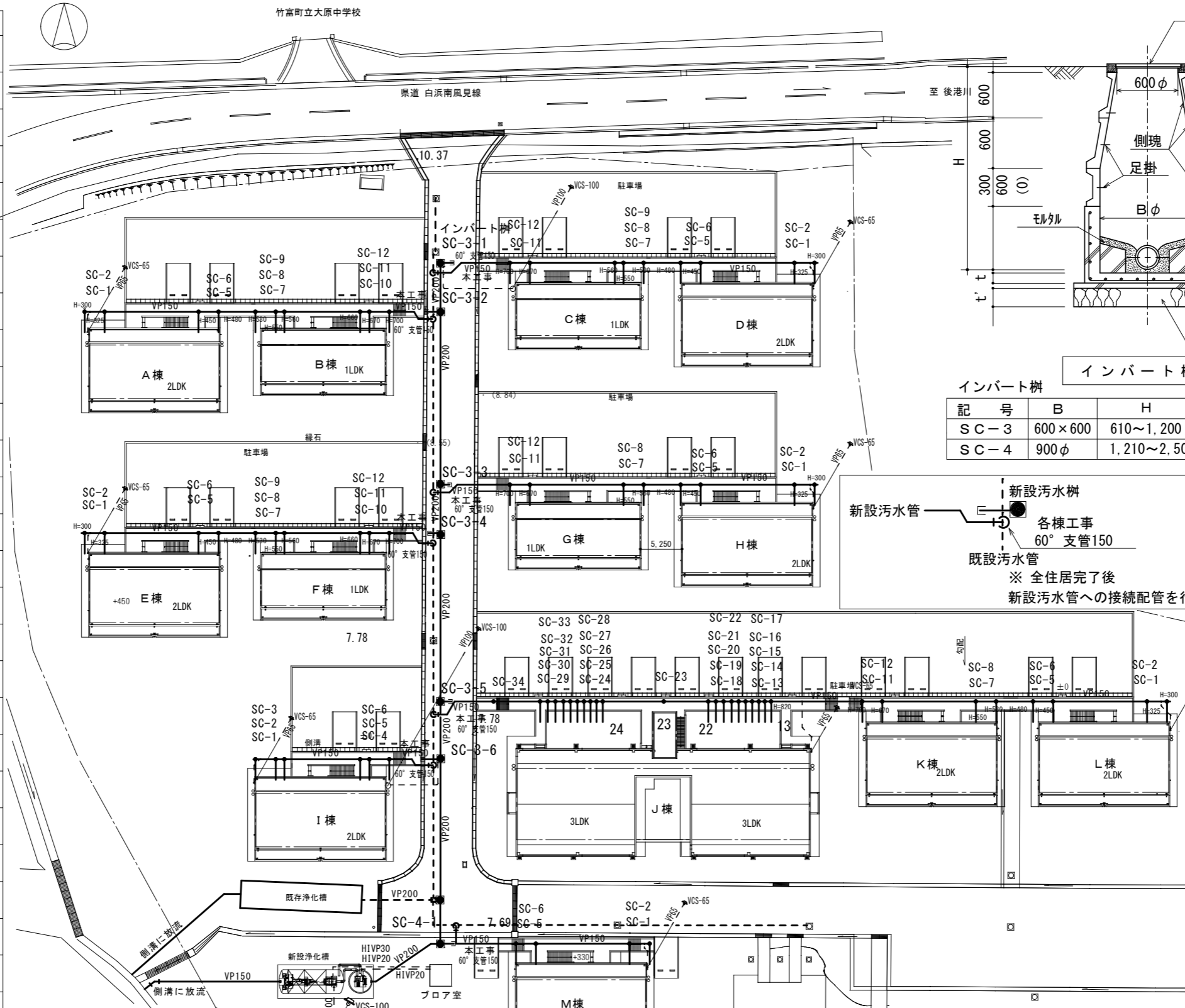


- ゴム輪形離脱防止金具 (φ75mm)
- ゴム輪形離脱防止金具 (φ50mm)
- ゴム輪形離脱防止金具 (φ30mm)
- ゴム輪形離脱防止金具 (φ75mm)
- 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管
ゴム輪形 (HIVEP75)
- 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管
ゴム輪形 (HIVEP40)
- 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管
ゴム輪形 (HIVEP30)

工事名称	大富団地建替工事 (設備)	工事年度	令和 7 年度
工事場所	竹富町南風見仲地内	図面名称	構内給水設備平面図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:300
摘要		図面番号	M - 6
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者	朝吹 一郎
	登録番号	一級建築士	第114962号
	所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32	

小口径樹表

記号	樹種	深さ	備考
SC-1	小口径樹	H=300	90L-150-200
SC-2	小口径樹	H=325	90Y-150-200
SC-3	小口径樹	H=340	90Y-150-200
SC-4	小口径樹	H=435	90Y-150-200
SC-5	小口径樹	H=450	90Y-150-200
SC-6	小口径樹	H=480	90Y-150-200
SC-7	小口径樹	H=530	90Y-150-200
SC-8	小口径樹	H=550	90Y-150-200
SC-9	小口径樹	H=560	90Y-150-200
SC-10	小口径樹	H=660	90Y-150-200
SC-11	小口径樹	H=670	90Y-150-200
SC-12	小口径樹	H=700	90Y-150-200
SC-13	小口径樹	H=820	90Y-150-200
SC-14	小口径樹	H=822	90Y-150-200
SC-15	小口径樹	H=324	90Y-150-200
SC-16	小口径樹	H=827	90Y-150-200
SC-17	小口径樹	H=829	90Y-150-200
SC-18	小口径樹	H=835	90Y-150-200
SC-19	小口径樹	H=837	90Y-150-200
SC-20	小口径樹	H=840	90Y-150-200
SC-21	小口径樹	H=842	90Y-150-200
SC-22	小口径樹	H=844	90Y-150-200
SC-23	小口径樹	H=898	ST-150-200
SC-24	小口径樹	H=952	90Y-150-200
SC-25	小口径樹	H=954	90Y-150-200
SC-26	小口径樹	H=957	90Y-150-200
SC-27	小口径樹	H=959	90Y-150-200
SC-28	小口径樹	H=965	90Y-150-200
SC-29	小口径樹	H=967	90Y-150-200
SC-30	小口径樹	H=970	90Y-150-200
SC-31	小口径樹	H=972	90Y-150-200
SC-32	小口径樹	H=974	90Y-150-200
SC-33	小口径樹	H=976	90Y-150-200
SC-34	小口径樹	H=1030	ST-150-200



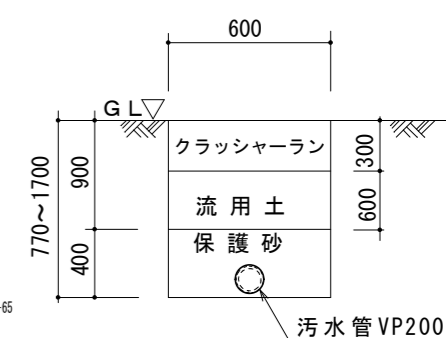
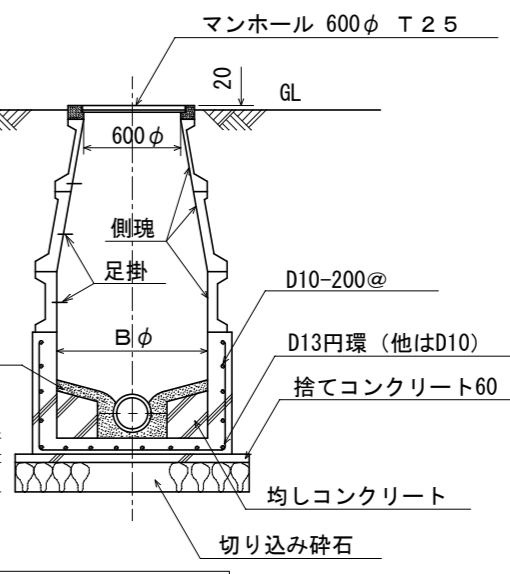
インバート樹表

記号	樹種	深さ	備考
SC-3-1	インバート樹	H=770	600×600
SC-3-2	インバート樹	H=810	600×600
SC-3-3	インバート樹	H=950	600×600
SC-3-4	インバート樹	H=960	600×600
SC-3-5	インバート樹	H=1100	600×600
SC-3-6	インバート樹	H=1150	600×600
SC-4-1	インバート樹	H=1270	900φ

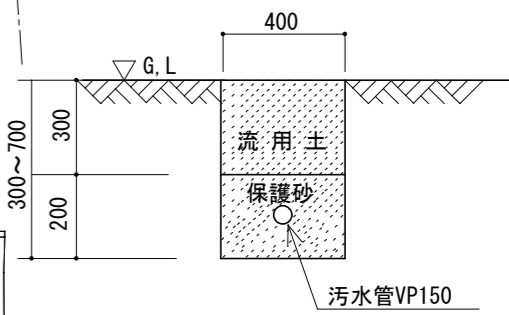
浄化槽人員算定 (JIS)
 用途: 共同住宅
 面積: 1828.95㎡
 戸数: 1居室外 32戸
 面積と戸数から算定し、多い方を採用
 ①面積から: 0.05 × 1828.95㎡ = 91.5人
 ②戸数から: 3.5人 × 32戸 = 112.0人
 ②を採用: 人員=112人
 既設浄化槽: 人員=120人 (別添資料による) 既設戸数=32戸
 申請浄化槽: 人員=112人 (120人 (既設浄化槽))
 参考: 改修工事は複数年にまたがるが使用戸数は32戸 (改築戸数+既設戸数)
 (申請浄化槽設置は改築工事後に行う予定)

インバート樹

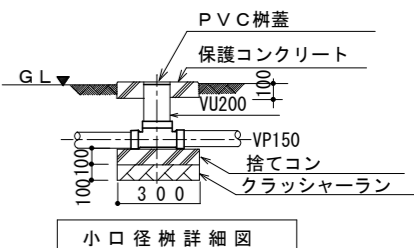
記号	B	H	T	t	t'	ふた
SC-3	600×600	610~1,200	120	120	100	重荷重用 T 2 5
SC-4	900φ	1,210~2,500	150	150	150	重荷重用 T 2 5



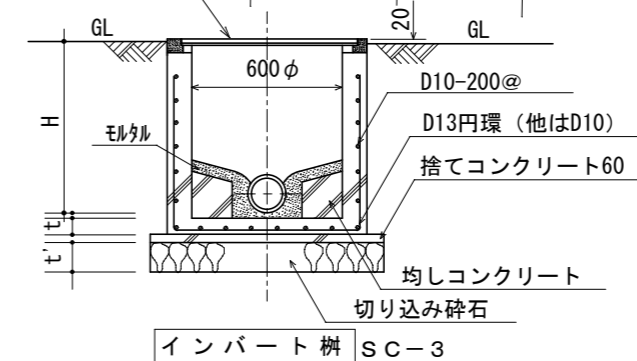
舗装部分排水掘削図



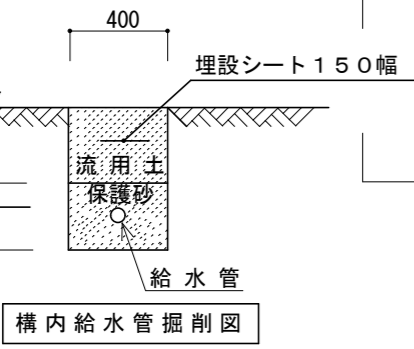
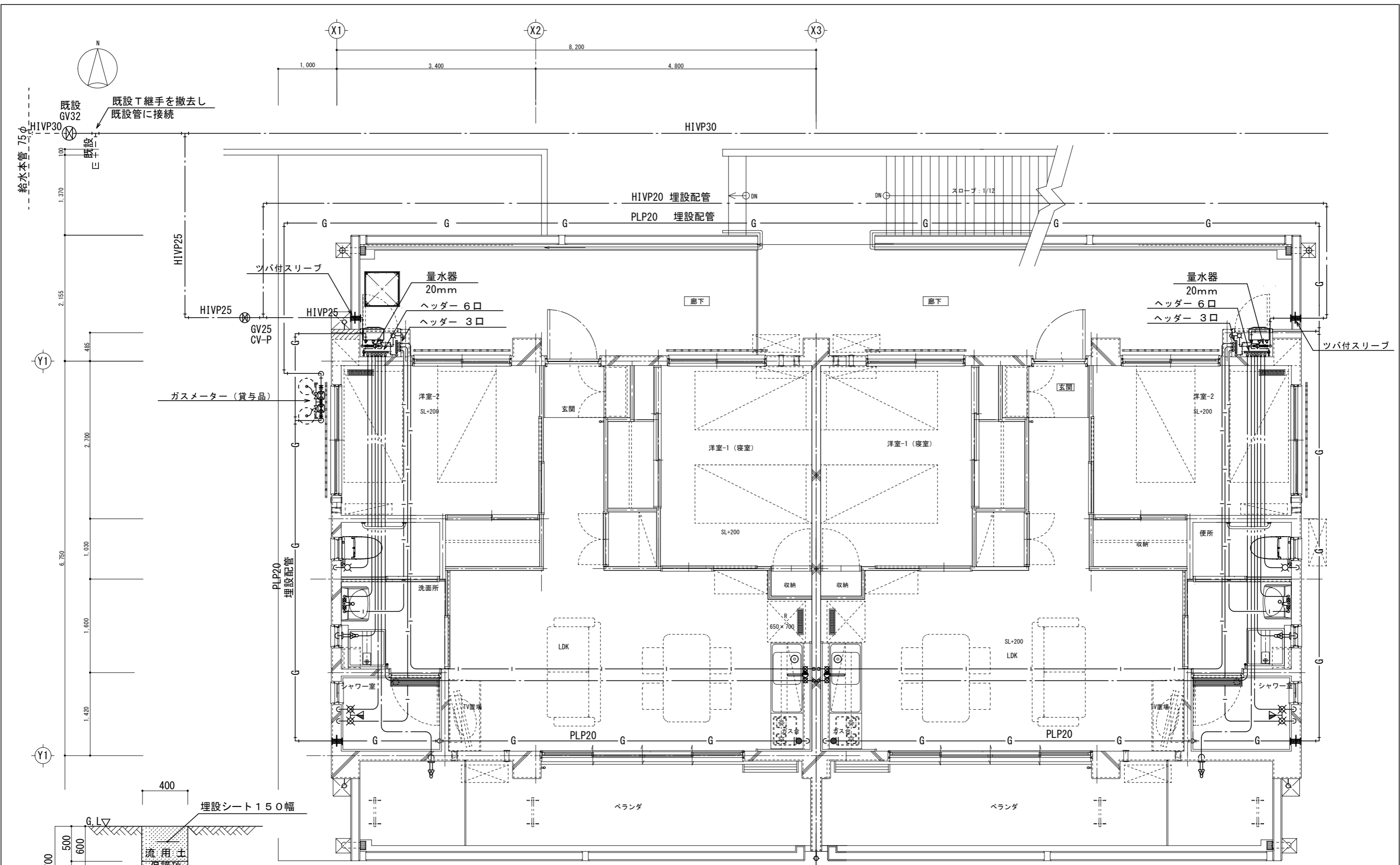
構内排水管掘削図



小口径樹詳細図

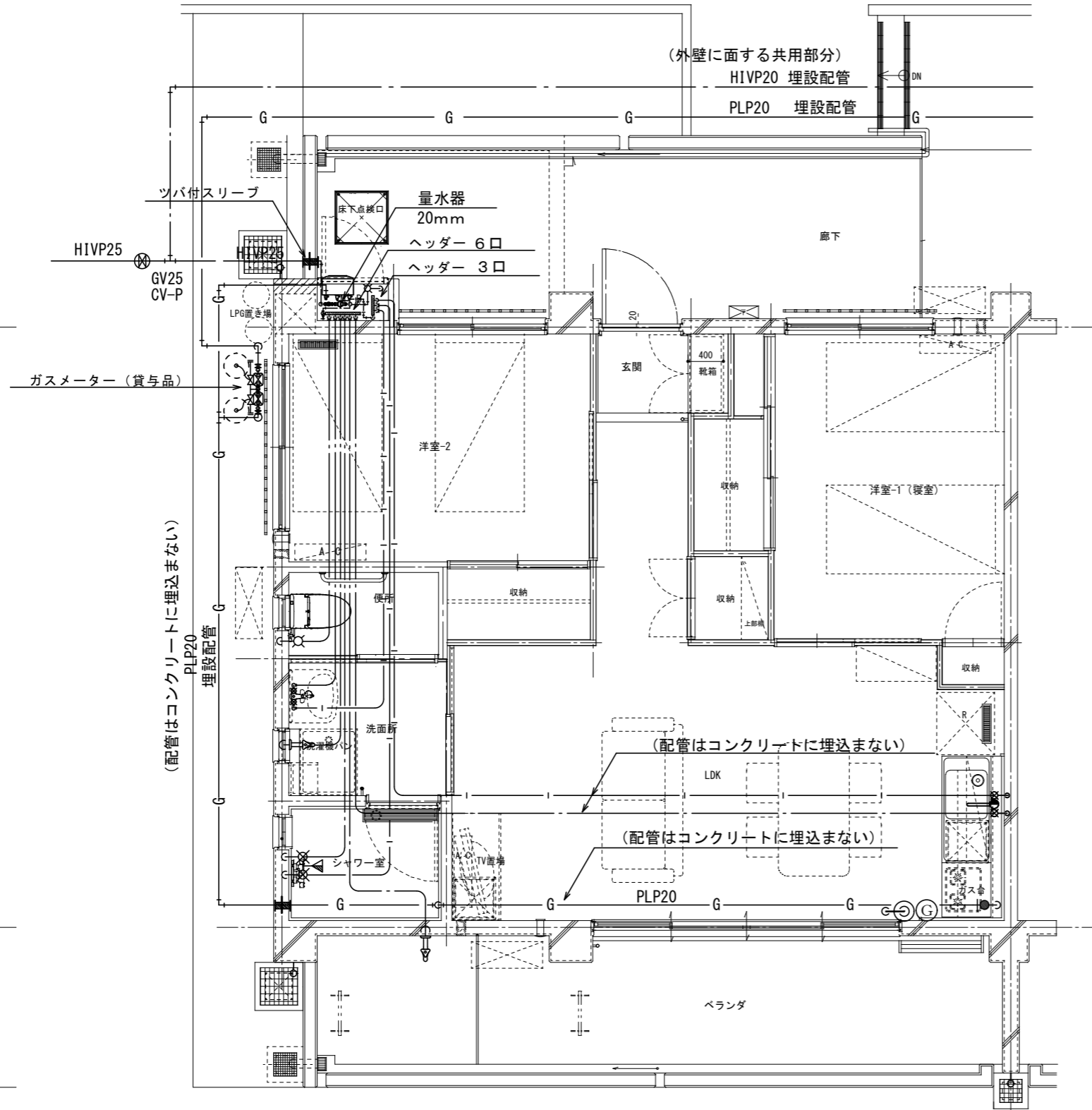
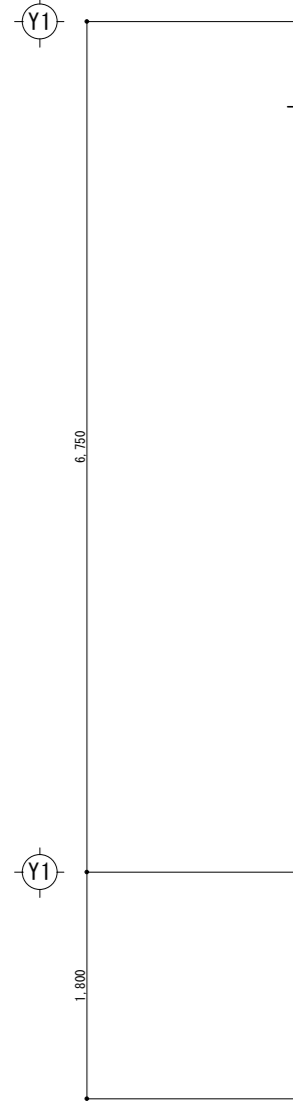
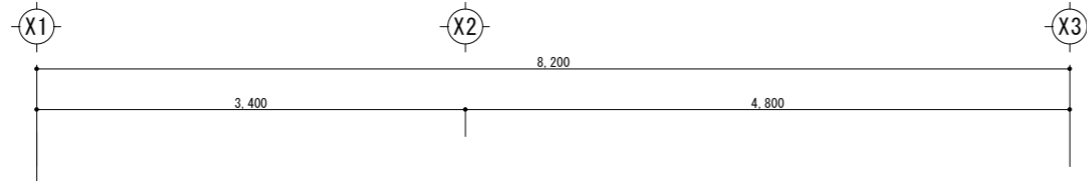


工事名称	大富団地建替工事 (設備)	工事年度	令和 7 年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	構内排水設備平面図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:300
摘要		図面番号	M - 7
検印	管理建築士 設計 製図	名称	朝吹設計事務所
		資格者氏名	代表者 朝吹 一郎
		登録番号	一級建築士 第114962号
		所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32



2LDK 平面詳細図 S=1/30

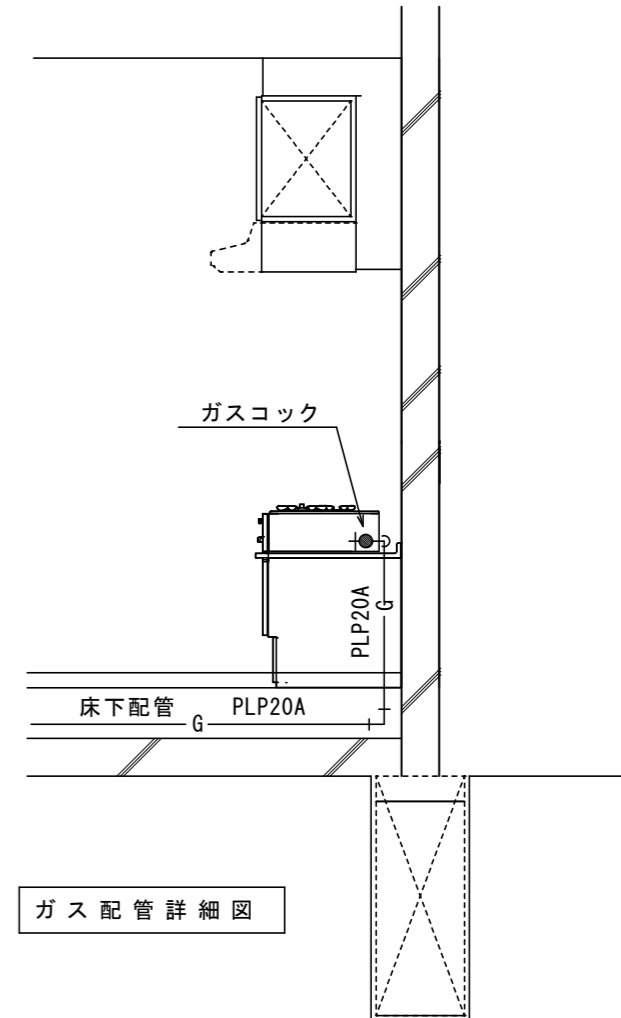
工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	給水給湯設備平面図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:30 2LDK
摘要		図面番号	M-8
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者	朝吹 一郎
	登録番号	一級建築士 第114962号	
所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32		



※給水管はポリブデン管13Aとする。
 ※給湯管はポリブデン管13Aとする。
 ※ガス配管は地中埋設配管・一部露出配管
 ※給水配管は貫通部分を除き露出配管
 ※給水配管は構造躯体に影響を及ぼさない部分は埋設配管

⊙ ガス警報器
 ⊕ 消火器ABC4型

※水道法第16条及び水道法施行令第5条
 水道装置の構造及び材質には、水道法第16条及び
 水道法施行令第5条の規定に適合させる事。
 ※ 建築設備の構造強度
 1. 第129条の2の3・4・5 給水、排水その他の配管設備の設置
 及び構造に適合させる事。

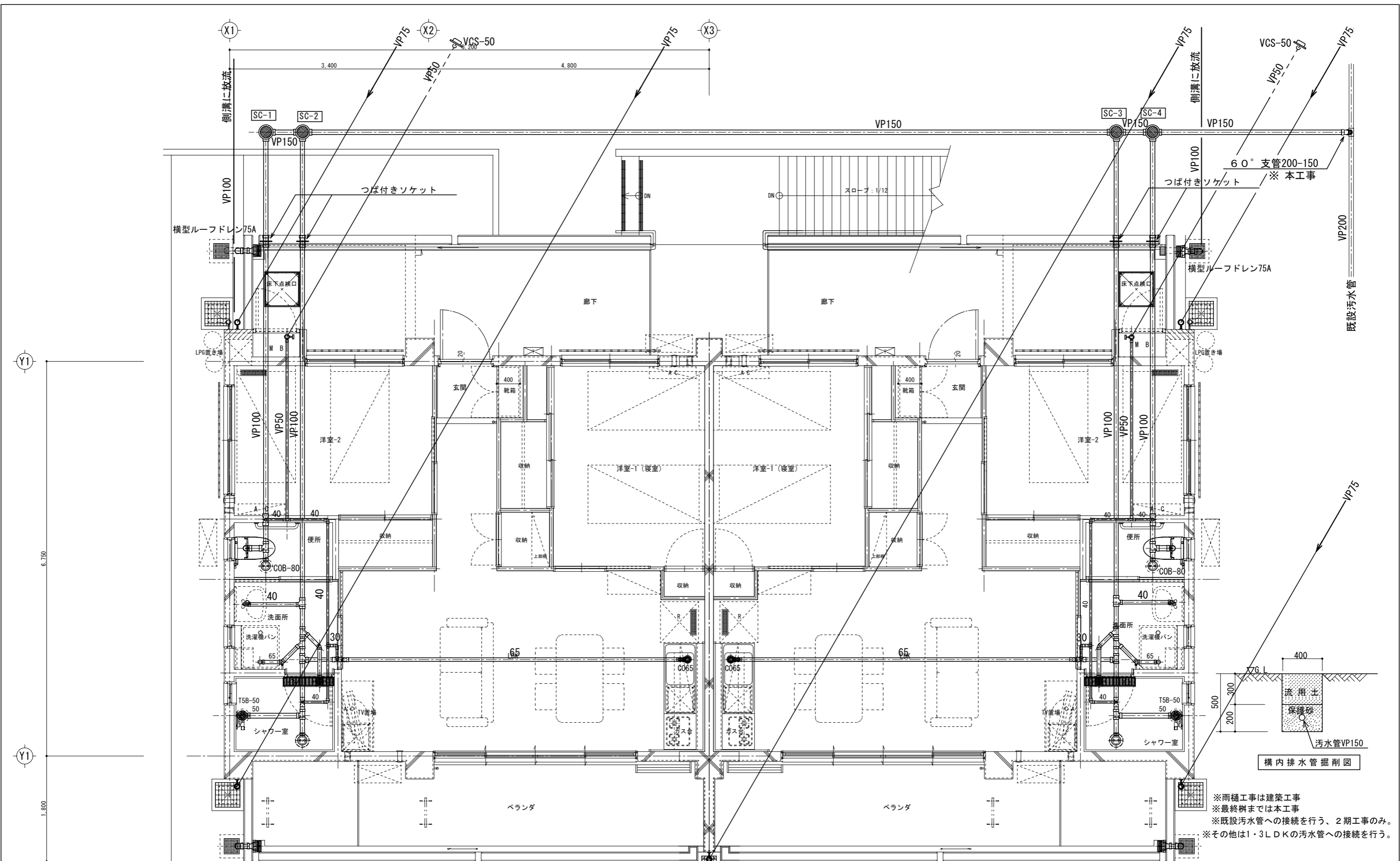


給水・給湯・ガス配管詳細図

※ (配管はコンクリートに埋込まない)
 ※ ガス配管はコンクリートに埋込まない

2LDK 平面詳細図 S=1/30

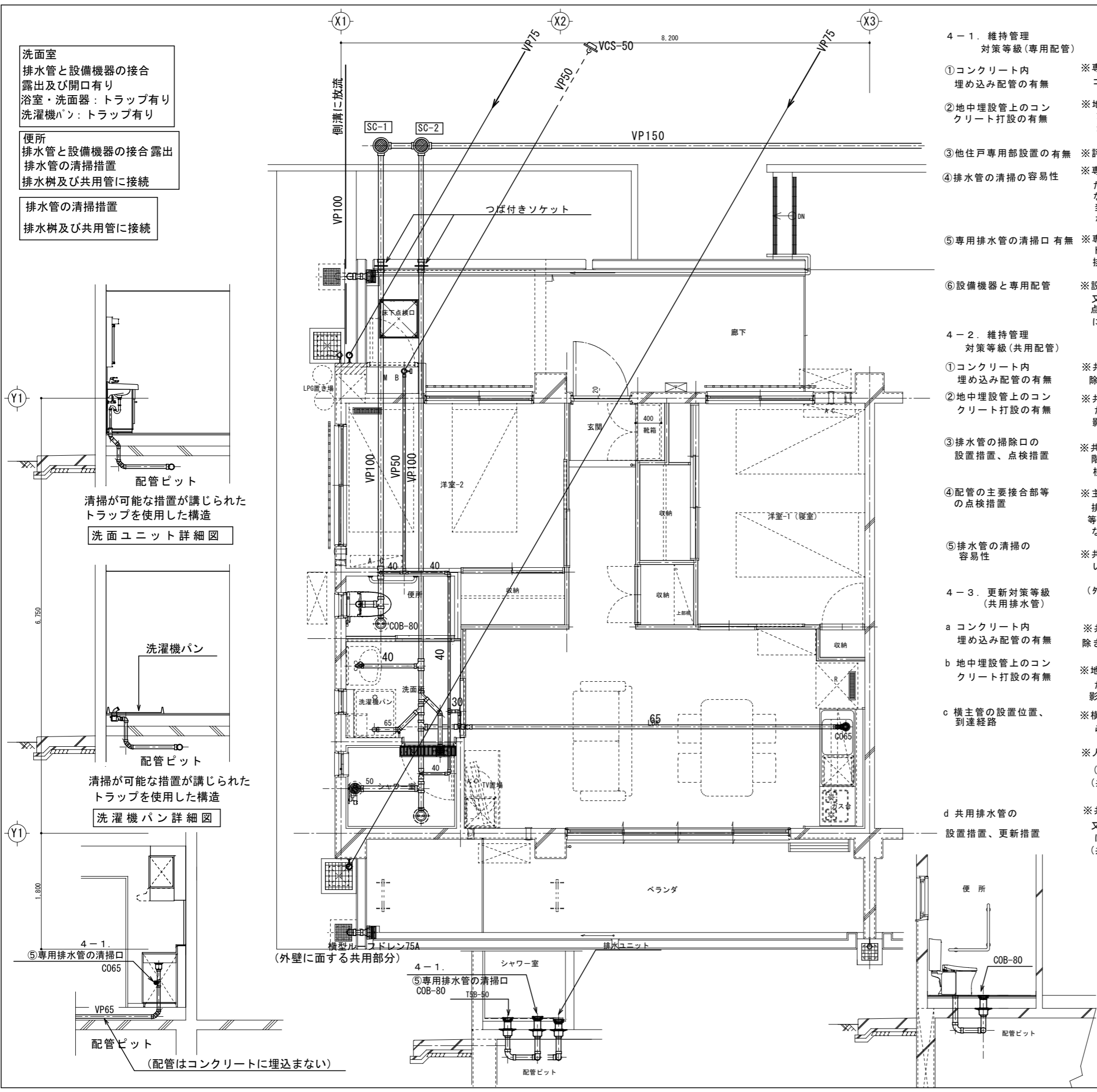
工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	給水給湯配管詳細図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:30 2LDK
摘要		図面番号	M-9
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	榎朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者	朝吹 一郎
	登録番号	一級建築士 第114962号	
	所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32	



※雨樋工事は建築工事
 ※最終樹までは本工事
 ※既設汚水管への接続を行う、2期工事のみ。
 ※その他は1・3LDKの汚水管への接続を行う。

2LDK 平面詳細図 S=1/30

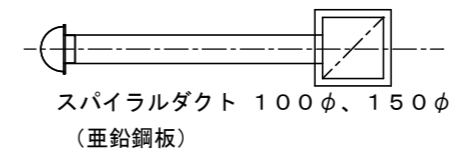
工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	排水設備平面図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:30 2LDK
摘要		図面番号	M-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者	朝吹 一郎
	登録番号	一級建築士 第114962号	
	所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32	



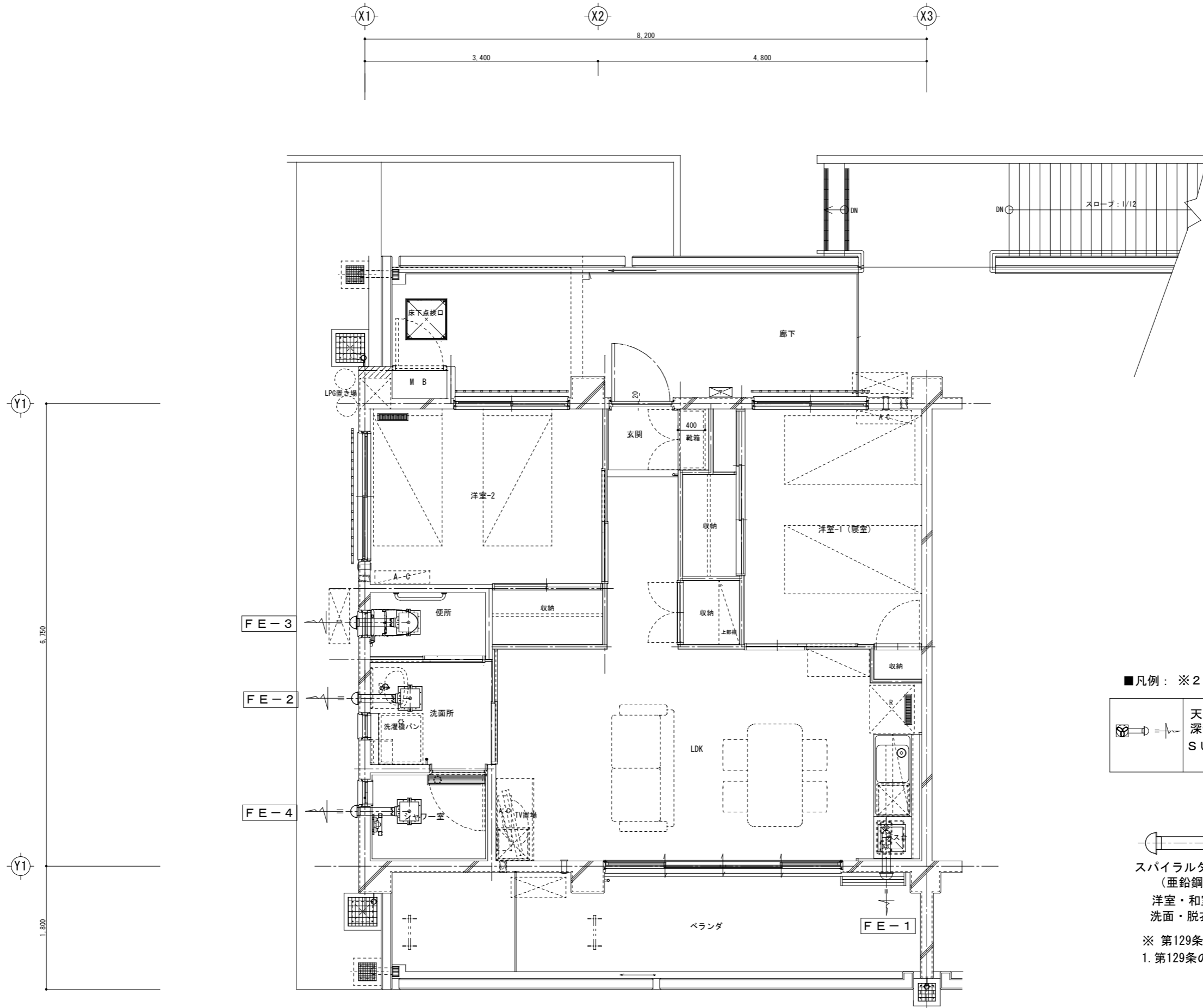
- 4-1. 維持管理
対策等級(専用配管)
- ① コンクリート内埋め込み配管の有無 ※専用配管が、壁、柱、床、梁又は基礎の立上り部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと
 - ② 地中埋設管上のコンクリート打設の有無 ※地中埋設管の上にコンクリートが打設されていないこと
ただし、建築物の外部に存する土間床コンクリートその他の構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものについてはこの限りでない
 - ③ 他住戸専用部設置の有無 ※評価対象住戸の専用配管が他住戸の専用部分に設置されていないこと
 - ④ 排水管の清掃の容易性 ※専用の排水管(継手及びヘッダーを含む)の内面が、清掃に支障を及ぼさな
たわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること。
ないよう平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に支障を及ぼすような
当該排水管が清掃に支障を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生
じないように設置されていること。
 - ⑤ 専用排水管の清掃口の有無 ※専用の排水管には掃除口が設けられているか、又は清掃が可能な措置が講じられた
トラップが設置されていること。ただし、便所の排水管で当該便所に隣接する
排水ます又は共用立管に接続するものにあつてはこのかぎではない
 - ⑥ 設備機器と専用配管 ※設備機器と専用配管(ガス管を除く)の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダー
又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を
点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が当該仕上げ材等
に設けられていること。
- 4-2. 維持管理
対策等級(共用配管)
- ① コンクリート内埋め込み配管の有無 ※共用配管が、壁、柱、床、梁又は基礎の立上り部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと
 - ② 地中埋設管上のコンクリート打設の有無 ※共用の地中埋設管の上にコンクリートが打設されていないこと
ただし、建築物の外部に存する土間床コンクリートその他の構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものについてはこの限りでない
 - ③ 排水管の掃除口の設置措置、点検措置 ※共用の排水管 共用の立管にあつては、最上階又は屋上、最下階及び3階以内おきの中間
階(又は1.5M以内ごと)に掃除口が設けられていること
横主管にあつては、1.0M以内ごとに掃除口が設けられていること
 - ④ 配管の主要接合部等の点検措置 ※主要接合部等(専用配管と共用配管の接合部及び共用配管のバルブ)又は
排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部
等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な
開口が設けられていること
 - ⑤ 排水管の清掃の容易性 ※共用の排水管(継手及びヘッダーを含む)の内面が、清掃に支障を及ぼさな
いよう平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に支障を及ぼすような
(外壁に面する共用部分)
- 4-3. 更新対策等級
(共用排水管)
- a コンクリート内埋め込み配管の有無 ※共用排水管が、壁、柱、床、梁又は基礎の立上り部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと
 - b 地中埋設管上のコンクリート打設の有無 ※地中に埋設された共用排水管の上にコンクリートが打設されていないこと
ただし、建築物の外部に存する土間床コンクリートその他の構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものについてはこの限りでない
 - c 横主管の設置位置、到達経路 ※横主管がピット若しくは1階床下空間内又はピロティ等の共用部分に設け
られていること。
※人通路その他横主管に人が到達できる経路が設けられていること。
(専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。)
(共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む。)
 - d 共用排水管の設置措置、更新措置 ※共用排水管が、専用部分に立ち入らないで更新できる位置に露出しているか、
又は専用部分に立ち入らないで更新が行える開口を持つパイプスペース内
に設けられていること。
(共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い、更新できる場合を含む。)

工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	排水設備詳細図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:30 2LDK
摘要		図面番号	M-11
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者	朝吹 一郎
	登録番号	一級建築士	第114962号
所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32		

記号	名称	備考	設置場所	備考
FE-1	レンジファン	型式 : 深型レンジファン (圧力型) 600タイプ	住戸部台所	V-604K9
		容量 : 575m ³ /H (強)		SUS製ガラリ付防虫網
		電源 : 1φ×100v×88W (強)		P-18JSQ
		グリスフィルター、照明ランプ40w、 風逆流防止シャッター		
FE-2	天井埋込扇 シックハウス対応	型式 : 天井埋込形 樹脂製	住戸部洗面・脱衣室	VD-13ZSC14
		容量 : 85m ³ /H 50pa		SUS製ガラリ付防虫網
		電源 : 1φ×100v×15.5W		P-13JSQ
		付属品 : 逆流防止シャッター付 SUS製ガラリ付		
FE-3	天井埋込扇	型式 : 天井埋込形 樹脂製	住戸部便所	VD-10ZC14
		容量 : 70m ³ /H 20Pa		SUS製ガラリ付防虫網
		電源 : 1φ×100v×9.3W		P-13JSQ
		付属品 : 逆流防止シャッター付 SUS製ガラリ付		
FE-4	天井埋込扇	型式 : 天井埋込形 樹脂製	住戸部浴室	VD-10ZC14
		容量 : 70m ³ /H 20Pa		SUS製ガラリ付防虫網
		電源 : 1φ×100v×9.3W		P-13JSQ
		付属品 : 逆流防止シャッター付 SUS製付ガラリ付		



工事名称	大富団地建替工事 (設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	換気機器表
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	
摘要		図面番号	M-12
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者	名称 南朝吹設計事務所
		資格者氏名	代表者 朝吹 一郎
		登録番号	一級建築士 第114962号
		所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32



■凡例：※24時間換気システム

天井換気扇 VD-13ZSC14
 深形パイプフード P-13JSQ
 SUS製ガラリ付防虫網

スパイラルダクト 100φ、150φ
 (亜鉛鋼板)

洋室・和室・引違戸は通気性有り
 洗面・脱衣室・引違戸は通気性有り

※第129条の2の6 建築物に設ける換気設備
 1. 第129条の6に定める 機械換気設備の構造に適合させる事。

2LDK 平面詳細図 S=1/30

工事名称	大富団地建替工事(設備)	工事年度	令和7年度
工事場所	竹富町字南風見仲地内	図面名称	換気設備平面図
発注機関	竹富町まちづくり課	縮尺	S=1:30 2LDK
摘要		図面番号	M-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	南朝吹設計事務所	
	資格者氏名	代表者	朝吹 一郎
	登録番号	一級建築士 第114962号	
	所在地	沖縄県石垣市浜崎町2-3-32	